

令和2年度 第1回高遠町公民館公民館運営審議会 会議録

| | | | |
|-------|--|-------------|------------|
| 開催日 | 令和2年6月17日(水) | | |
| 開催時間 | 開会 | 午後3時30分 | 閉会 午後4時45分 |
| 開催場所 | 文化センター 2階視聴覚室 | | |
| 委員の出欠 | 肩書 | 委員氏名 | 出欠 |
| | 社会教育委員 | 寺田 利男 | 出 |
| | 社会教育委員 | 山崎 恭子 | 出 |
| | 女性団体連絡協議会 | 伊藤 久美子 | 出 |
| | 高遠中学校長 | 山崎 茂則 | 出 |
| | 山室区区長 | 原 一穂 | 出 |
| | 藤沢地区青少年育成会長 | 伊藤 正樹 | 出 |
| 公民館職員 | 公民館長 矢澤 淳 | 公民館主事 小池 徹也 | |
| 諮問事項 | <p>会議開会前 高遠町公民館運営審議会委員の委嘱</p> <p>次第1 開会</p> <p>次第2 あいさつ (館長)</p> <p>次第3 自己紹介</p> <p>次第4 役員選出 会長 寺田 利男 副会長 山崎 恭子</p> <p>次第5 協議事項(1)～(4) (主事)資料に沿って説明 (委員)新型コロナの影響下で講座等を行っていいのか? (主事)現段階で規模の大きなものは難しいが、対策を講じできるものから行なう。 (委員)例年夏に地区の運動会があるが、行ってもよいのか? (主事)こちらから可否について指示はできないが、他地区では帰省者の参加も多いため、本年は見合わせたところもある。</p> <p>協議事項(5)その他 (館長)総合支所の建て替えについて次回意見を伺いたい。</p> <p>意見・質問等 (委員)公民館活動の結果については今まで広報がなかったため、進めてもらいたい。</p> | | |

(委員) 高遠町公民館という建物はないので「建物が必要」という要望を上げていかなければならない。やまずそは公民館ではない。地域協議会でも高遠町総合支所建替えについての話はない。

(委員) 高遠町総合支所を建替える気がないでは困る。

(委員) 桜大学等子供にも参加してほしい。

(委員) 公民館運営協議会の組織図で高遠町公民館運営審議会はどこともつながっていないが、どことつながるのか？

(主事) 高遠町公民館の運営を審議する会なので単独組織になる。

次第6 閉会

令和2年度第1回高遠町公民館運営審議会次第

日 時 6月17日(水) PM3:30～

場 所 文化センター 視聴覚室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 役員選出

会 長 :

副会長 :

5 協議事項

(1) 公民館運営の基本的事項について

(2) 伊那市公民館運営協議会について

(3) 令和2年度事業計画について

(4) 地区分館委託料について

(5) その他

6 閉 会

社会教育法 第五章 公民館（抜粋）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

1. もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

2. 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

（公民館の職員）

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第9条の6の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

伊那市公民館条例（抜粋）

平成18年3月31日

条例第178号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

（職員）

第3条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（公民館運営審議会）

第4条 法第29条の規定により、各公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条（開館時間）以下省略

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 位置 |
|--------|--------------------|
| 伊那公民館 | 伊那市伊那部5053番地 |
| 富県公民館 | 伊那市富県6393番地1 |
| 美篤公民館 | 伊那市美篤5431番地 |
| 手良公民館 | 伊那市手良野口260番地1 |
| 東春近公民館 | 伊那市東春近1826番地 |
| 西箕輪公民館 | 伊那市西箕輪6700番地2 |
| 西春近公民館 | 伊那市西春近5138番地1 |
| 高遠町公民館 | 伊那市高遠町西高遠1644番地（※） |
| 長谷公民館 | 伊那市長谷溝口1188番地1 |

（※）伊那市公民館条例の一部を改正する条例平成25年12月27日 条例第53号

伊那市公民館条例施行規則（抜粋）

平成18年3月31日

教育委員会規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、伊那市公民館条例（平成18年伊那市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分館の設置）

第2条 条例第2条第2項の規定により、公民館に、別表第1のとおり分館を設置する。

（使用許可の申請）

第3条 公民館の使用許可を受けようとする者は、使用期日の3月前から7日前までの期間中に、公民館使用許可申請書（様式第1号）及びその他必要な書類を伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、当該期間によらないことができる。

（使用許可書の交付）

第4条 教育委員会は、前条の規定による使用の許可をしたときは、公民館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（使用許可の取消し）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用を取り消そうとするときは、当該使用日前3日までに、公民館使用取消届出書（様式第3号）に公民館使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- （2） 所定の場所以外で飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- （3） 許可なくして壁、柱等にはり紙をし、又はピン、釘打ち等をしないこと。
- （4） 許可を受けた設備器具又は備付け物品以外のものを使用しないこと。
- （5） 公民館の管理上、支障を来す行為をしないこと。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会の指示する事項に従うこと。

以下省略。

別表第1（第2条関係）

| 本館の名称 | 分館を設置する区域 | |
|----------|----------------------|---|
| | 地区分館 | その他の分館 |
| 1 伊那公民館 | | 御園 山寺 坂下 荒井 西町 小沢 横山 平沢 大坊 ますみヶ丘 内の萱 中央 日影 境 上新田 下新田 狐島 野底 福島 上牧 若宮 美原 上の原 |
| 2 富県公民館 | | 上新山 北新 桜井 貝沼 北福地 南福地 |
| 3 美篁公民館 | | 芦沢 笠原 南割 横町 上大島 末広 上原 中県 下県 上川手 下川手 青島 |
| 4 手良公民館 | | 中坪 野口 八ツ手 下手良 |
| 5 東春近公民館 | | 車屋 中組 渡場 木裏原 中殿島 下殿島 田原 原新田 榛原 暁野 |
| 6 西箕輪公民館 | | 上戸 羽広 大泉新田 中条 与地 吹上 大萱 |
| 7 西春近公民館 | | 小屋敷 山本 小出一 小出島 小出三 沢渡 表木 諏訪形 赤木 下牧 |
| 8 高遠町公民館 | 高遠 長藤 三義 藤沢 河南 | |
| 9 長谷公民館 | | 非持山 非持 溝口 黒河内 中尾 市野 瀬 杉島 |

令和2年度 高遠町公民館の運営について

1. 運営方針

高遠町公民館活動は、地区ごとに地区分館・支館が地域住民の生活に根をおろし、その中から生活課題、地域の課題を掘り起こし、その解決のために総力をあげて活動する拠点として機能しており、それらを本館が支援して活動している。

本館は、それぞれの地域の特色ある活動をさらに活発化させ、支援するとともに、住民の主体的な参加のもとに自発的で自主的な学習活動を支援し、生涯学習まちづくりの拠点として発展させその推進に努める。

- (1) 生涯学習時代における公民館の運営について、学校、家庭、社会教育、行政各課、教育関係機関、あるいは各種団体と相互に連携を取り合いながら、統合した理念に立ち、効率的な運営を図る。
- (2) 広範な地域特性から分館・支館の地域活動を重視し、地域住民を主体とする円滑な運営と、内容の充実を図り、全公民館活動が高遠町の特色ある生涯学習まちづくりに寄与するよう、相互の連携に努め協力する。
- (3) 本館においては、人的、予算的な面などから地区分館では取り組みにくいもの、地域住民の生活の向上をもたらすもの、学習意欲や気風を高めるもの、全町単位の集団学習にふさわしい内容などを取り上げて実施する。
- (4) 情報提供機関としての公民館のあり方、その課題などについて検討し、対応を図る。
- (5) 地区分館長、主事など公民館職員の指導者研修を推進し、創意を生かした自主的な活動を促進する。

2. 会 議

- (1) 地区分館長・主事 合同会議（4月・11月・3月）
- (2) 公民館運営審議会（5月・11月・2月）
- (3) その他
地区分館長会・主事会等必要に応じて適宜開催する。

3. 研修会・大会への参加

- 上伊那公民館地区館・分館役職員研修会 本年度は中止。
開催日：5月23日(土) 午後1時から 辰野町公民館

4. 施策及び事業計画の視点

(1) 本館

- ①地域住民のニーズに対応した、講座・教室の開講、学習の支援、各種スポーツ大会の開催
- ②各課・関係機関・学校・国立少年自然の家・民間団体などとの連携
- ③分館との連携、分館活動の支援
- ④情報の収集、整理
- ⑤東日本大震災を視野に入れながら公民館活動を進める

(2) 地区分館

- ①地域の特性を生かした個性的な施策及び事業の企画、運営
- ②住民の仲間づくりや、親睦を深めていくことを目的とした事業
 - スポーツ ○運動 ○野外研修旅行 ○ハイキング
 - 人権学習 ○ボランティア活動 ○レクリエーション活動
- ③地域の生活課題、地域作りの課題などへの取り組み
 - 講座 ○教室 ○講演会
 - 環境問題 ○男女共同参画計画
- ④地域の歴史、文化に関わりあいのある課題との取り組み
 - 歴史 ○民話 ○民謡
 - 文化財など継承、保全活動・文化祭等
- ⑤ 団体、グループ活動の支援、育成
- ⑥ 本館、各課、教育機関、民間団体などとの密接な連携

《参考資料》 公民館事業

・事業の内容

- ①学 習 活 動 継続的な学級、講座の開講、研修旅行
- ②文 化 活 動 文化祭・展示会・文化財への取り組み・文化をテーマにした講座などの開催
- ③社 会 体 育 運動会・スポーツ大会・ニュースポーツ・レクリエーション講座などの開講
- ④集 会 研究集会・シンポジウム・成人式などの集会の開催
- ⑤分館の育成 分館の活動を活発にするための研修会の開催、講師の派遣、援助や相談に応ずる。(機材の貸出など)
- ⑥館報の発行 公民館の活動を住民に伝え、学習資料を提供するための館報の発行
- ⑦支援、助成事業 社会教育団体、住民の自主的な活動を支援し育てる活動、事業補助金の交付、助言、後援、団体、グループなどの交流の機会を提供
- ⑧施設・備品の貸与 会場の貸与、映写機、スポーツ用具の貸与
- ⑨相 談 事 業 住民の相談ごとに応ずる
- ⑩そ の 他 住民の意見をくみ上げ活動に反映するための各種の会議の開催

伊那市公民館
運営協議会組織図

| | | |
|-----------------|------|---------|
| 伊那市公民館 運営協議会 | 84分館 | 67,442人 |
|-----------------|------|---------|

| | | |
|--------|-------|---------|
| 伊那公民館 | 23分館 | 30,375人 |
| 富県公民館 | 6分館 | 3,080人 |
| 美篤公民館 | 12分館 | 6,730人 |
| 手良公民館 | 4分館 | 2,191人 |
| 東春近公民館 | 10分館 | 5,596人 |
| 西箕輪公民館 | 7分館 | 6,308人 |
| 西春近公民館 | 10分館 | 5,926人 |
| 高遠町公民館 | 5地区分館 | 5,518人 |
| 長谷公民館 | 7分館 | 1,718人 |

高遠町公民館、地区分館職員

| 本館 | 職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|------|-------|--------|------|----|
| | 館長 | 矢澤 淳 | 的場 | |
| 主事 | 小池 徹也 | 越道 | | |
| 地区分館 | | | | |
| 地区分館 | 職名 | 氏名 | 住所 | 備考 |
| 高遠 | 地区分館長 | 稲邊 謙次郎 | 二番郭内 | |
| | 主事 | 埋橋 宏光 | 二番郭内 | |
| 長藤 | 地区分館長 | 北原 一司 | 塩供 | |
| | 主事 | 福澤 照仁 | 四日市場 | 新 |
| 三義 | 地区分館長 | 原 貞利 | 那木沢 | |
| | 主事 | 藤綱 史樹 | 那木沢 | |
| 藤沢 | 地区分館長 | 守屋 臣介 | 片倉 | |
| | 主事 | 伊澤 紹次 | 御堂垣外 | 新 |
| 河南 | 地区分館長 | 矢野 貴直 | 城下 | |
| | 主事 | 小松 栄治 | 上北 | 新 |

高遠町公民館運営審議会

| 氏名 | 住所 | 職名 | 備考 |
|--------|-----|-----------|----|
| 寺田 利男 | 小原峰 | 社会教育委員 | |
| 山崎 恭子 | 花畑 | 社会教育委員 | |
| 伊藤 久美子 | 越道 | 女性団体連絡協議会 | 新 |
| 山崎 茂則 | | 高遠中学校 校長 | 新 |
| 原 一穂 | 那木沢 | 山室区長 | 新 |
| 伊藤 正樹 | 荒町 | 藤沢地区育成会長 | 新 |

生涯学習課

| 氏名 | 住所 | 職名 | 備考 |
|------|-----|----------|----|
| 酒井 修 | 西春近 | 高遠教育振興係長 | 新 |

高遠町公民館(高遠町総合支所内)
電話: 94-2557
FAX: 94-3697